

優れた教師人材の確保に向けた 奨学金返還支援の在り方について 関連資料

1. 教師の奨学金返還免除に係る提言等

教師の奨学金の返還免除について（提言等抜粋）

○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、**育成支援（※）**を一体的に進める。

※心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、**奨学金の返還支援に係る速やかな検討**、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。

○教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して（中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会）（令和5年8月28日）

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(4) 教師のなり手の確保

- 質の高い教師を確保するためには、更なる働き方改革の推進、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が必要であり、今後、環境整備の在り方について丁寧な議論を深めていく必要がある。これに加え、国において、教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信や、学校における人材需要と入職希望者のマッチングの効率化や入職前研修等を行う取組への支援、骨太方針2023に示された「大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、**奨学金の返還支援に係る速やかな検討**」を進める必要がある

○令和の教育人材確保実現プラン（提言）（自由民主党 令和の教育人材確保に関する特命委員会）
（令和5年5月16日）

加えて、優れた人材が教職に就くよう学生の教職への魅力を高める観点から、教師として一定期間以上勤務した場合に、**奨学金の返還を免除・軽減する仕組みの構築**に向けて取り組む必要がある。

○令和6年度予算概算要求等に向けた重点政策提言（公明党 文部科学部会）（令和5年8月8日）

大学、短大等の教職課程等を修了しかつ教員普通免許を有し、または、教員特別免許状を付与された者で、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校等において、非常勤講師、講師、助教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、教頭、副校長、校長として、15年以上奉職した者については**第Ⅰ種奨学金を全額免除**すること。

〈旧制度：教育・研究職による免除の概要〉

1. 免除対象職

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学等において教育の職にある者
- 文部科学大臣の指定する国、地方公共団体、独立行政法人、財団法人等の研究所において、研究の職にある者（大学院で奨学金の貸与を受けた者に限る）

2. 免除額

- 15年以上勤務した場合は、全額免除
- 5年以上勤務した場合は、勤務期間に応じて一部免除

3. 返還免除制度の改正の経緯

- 昭和28年度 教育（小学校、中学校教師）・研究職の返還免除制度の設立
- 昭和36年度 高等学校、高等専門学校、大学等の教師が免除職に追加
- 昭和40年度 幼稚園の教師が免除職に追加

過去の教育職の返還免除制度に係る経緯等について

1. 制度創設時（昭和20年代後半頃）の経緯

教員養成学部への進学者を増やし、有資格者を安定的に供給できるようにすることが目的

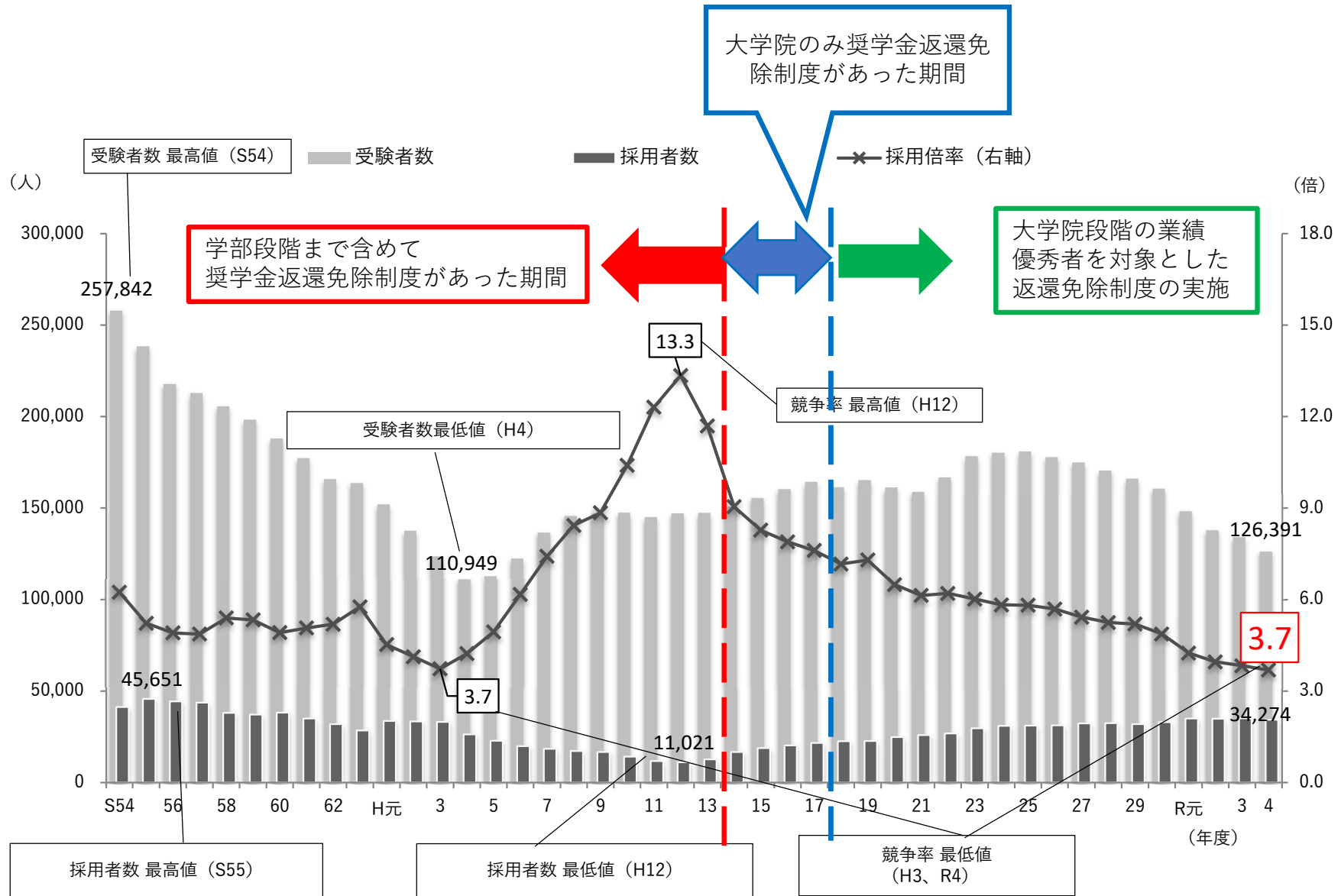
- S22に新学制が実施、教師の需要が増大したが、有資格教員が不足。助教諭相当の教員が全教員数の約4分の1（S25）
- 師範学校等への入学希望者が激減。その後、教員養成大学・学部が発足したが、志願者数が少なかった。（S29の大学進学率は約8%）
- 教育職員免許法が施行（S24）。大学に2年課程の設置や都道府県に臨時教員養成所を設置し、有資格者の供給を増加。
- 教育学部への誘導策として、S28から義務教育職に就いたときは、奨学金の全部又は一部を在学年数、就職状況によって免除する制度が開始

2. 返還免除制度廃止時（平成10年頃）の経緯

教育職の返還免除については、次のような理由を根拠に廃止

- ①教員の採用倍率の改善（教職を希望しながら採用されない者の増加）
 - 公立学校教員の採用倍率は、（返還免除制度があっても）H3に3.7倍まで低下。その後上昇に転じ、H9では8.8倍まで回復
- ②教員を優遇することに対する公平性
 - S49に人材確保法が成立し、給与水準は向上。（H13～17の平均を見ると、一般行政職の給与と比べて+2.76%）
 - 教員として採用された者のうち返還免除の対象となっているのは2割程度
※なお、現在の大学進学率は56.6%(R4)まで上昇
- ③奨学金に充てる資金の効率的運用
 - 今後の奨学事業の充実のために資金の効率的な運用が必要（H11には教育費の負担軽減策として有利子奨学金の対象が大幅に拡充）
 - H10当時、高度の専門性を持つ教員養成の観点からは大学院は維持が必要として、学部の返還免除を廃止（大学院はH16に廃止）

公立学校教員採用選考試験の受験者数等の推移（総計）



2. 大学生等に対する奨学金について

現在の大学生等に対する奨学金等の修学支援制度について

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,311億円
 ※国・地方の所要額：5,764億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
 （準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）

【財源】消費税による財源を活用
 （少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
 無利子奨学金：1,003億円（一般会計）

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		50万3千人	69万3千人
事業規模		2,957億円	5,949億円 ※財政融資資金 5,869億円
貸与月額		学生等が選択（私立大学自宅通学の場合） 2、3、4、5.4万円	学生等が選択（大学等の場合） 2～12万円の1万円単位
貸与基準 （令和5年度採用者）	学力	・高校評定平均値3.5以上（予約採用時）等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による	
		約800万円以下	約1,140万円以下
返還期間		卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 （元利均等返還）
返還利率		無利子	上限3%（在学中は無利子） （令和5年3月貸与終了者） 利率見直し 0.300% 利率固定 0.905%

大学院生を対象とする特に優れた業績による返還免除制度 (平成16年度新規貸与者から適用)

○目的・効果

我が国のあらゆる分野で活躍し、発展に貢献する中核的人材を育成するとともに、大学院進学へのインセンティブを高めることにつながる。

○対象

大学院（修士課程（専門職学位課程を含む）、博士課程）で無利子（第一種）奨学金の貸与を受けた者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者

○免除される額

貸与を受けた学資金の全部又は一部

○免除者の割合

大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生数のおおむね3割以下

○優れた業績の項目

- ①学位論文その他の研究論文、②大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果
- ③大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果、④著書、データベースその他の著作物、⑤発明、⑥授業科目の成績
- ⑦研究又は教育に係る補助業務の実績、⑧音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績、⑨スポーツの競技会における成績
- ⑩ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績、⑪その他機構が定める業績

●独立行政法人日本学生支援機構法

(学資貸与金の返還の条件等)

第十六条 機構は、**大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者**には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の**全部又は一部の返還を免除**することができる。

●独立行政法人日本学生支援機構法施行令

(特に優れた業績による学資貸与金の返還免除)

第八条

2 前項の認定は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、**当該大学院を置く大学の学長が学内選考委員会**（機構に対して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。）**の議に基づき推薦する者**その他**文部科学省令で定める者**について、**その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。**

(参考) 自治体における奨学金返還支援の取組

教師になった者に対する返還支援の取組例

○山梨県教育委員会

対象：小学校教諭 20名程度

金額：卒業前2年間に貸与を受けた額以内

- 要件：・日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）を返還予定又は返還中の方
- ・教員選考検査を初めて受検する方（大学院生及び既卒者も、大学生時代を含め初めて受検する方が対象）
 - ・原則として教員選考検査を通過した翌年度の4月1日に本県の小学校教諭として就業し、大学を卒業後10年経過するまでの期間、勤務する予定の方

(出典) 山梨県教育委員会HP



【令和6年度の教員選考検査受検者（大学3年生・大学院1年生）向け】
小学校教諭を目指している皆様へ
山梨県教育委員会は、
県内の公立小学校で
教諭となる方を対象に、
奨学金の返還を支援します

◆ 山梨県内の公立小学校に教諭として一定期間勤務することを条件に、日本学生支援機構の奨学金の返還金の一部を補助する制度を実施しています。（卒業前2年分の貸与額が上限）

◆ この制度を通じて多くの方に本県の小学校教諭を目指していただき、本県の次代を担う子どもたちの教育を支える、優秀な教諭の確保を図って参ります。

補助対象人数 20名程度
大学生18名程度・既卒者2名程度を予定

募集期間 令和5年4月～令和6年2月末

対象者 令和7年度に県内の公立小学校の教諭として就業（令和6年度実施の教員選考検査の受検）を予定している方
※大学院生、既卒者、全て対象ですが、本県の教員選考検査を初めて受検する方に限りま

対象奨学金 日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）

応募から補助までの流れ

令和5年4月 募集開始
令和5年3月頃 対象者の認定
令和6年7・8月頃 山梨県の教員選考検査の受検
令和6年4月～7月頃 県内の公立小学校教諭として就業
令和7年4月 補助金の交付決定
令和8年4月 前年度勤務を確認後補助金交付
補助金交付 10年以内で補助

※申請者が就業中をこえる場合は、教員選考検査の成績等で対象者を決定します。


○岐阜県教育委員会

対象：小学校教諭、中学校教諭 40名

金額：最大144万円（月額約1万7千円、採用後7年間）

- 要件：県内高校を卒業し、かつ大学等(県内、県外は問わない)に進学し、以下の要件を満たす方
- ・日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種奨学金）を返還予定または返還中の方
 - ・本県の教職員採用試験に初めて合格する方
 - ・本県教諭として就業し、合格の翌年度から7年経過するまでの間、勤務予定の方（7年未満で退職した場合は返還）

(出典) 岐阜県教育委員会HP



令和7年度教員採用選考試験受検者向け
小学校、中学校教諭を目指している皆様へ

日本学生支援機構の
奨学金返還の一部を
支援します。

金額 最大144万円（月額約1万7千円×採用後7年間）
対象 小学校教諭、中学校教諭合格者 40名

● 募集期間
出願期間と同じ

● 申込方法
出願時に同時に申し込み

3. 教師を取り巻く課題について

教育課題の高度化・多様化

学校教育を巡る環境の変化

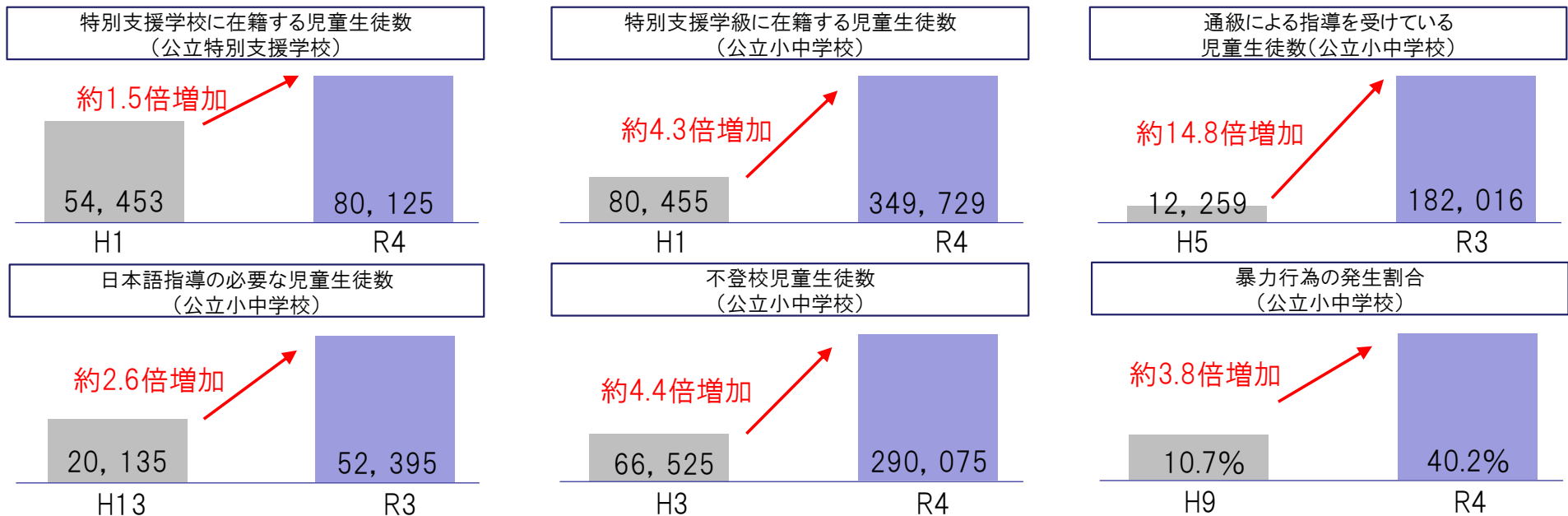
- AI, ビッグデータ, IoT等の技術革新、新型コロナウイルス感染症の流行、グローバル化の進展、少子化・人口減少などの社会の変化
- 1人1台端末、高速大容量の通信ネットワークなど子供の学習環境の変化 など

これからの時代に必要な教育の姿

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
- ICTの活用や教育データ利活用を通じた教育DXの推進、多様な担い手と学校との連携・協働の推進 など

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

学校が抱える様々な教育課題の状況

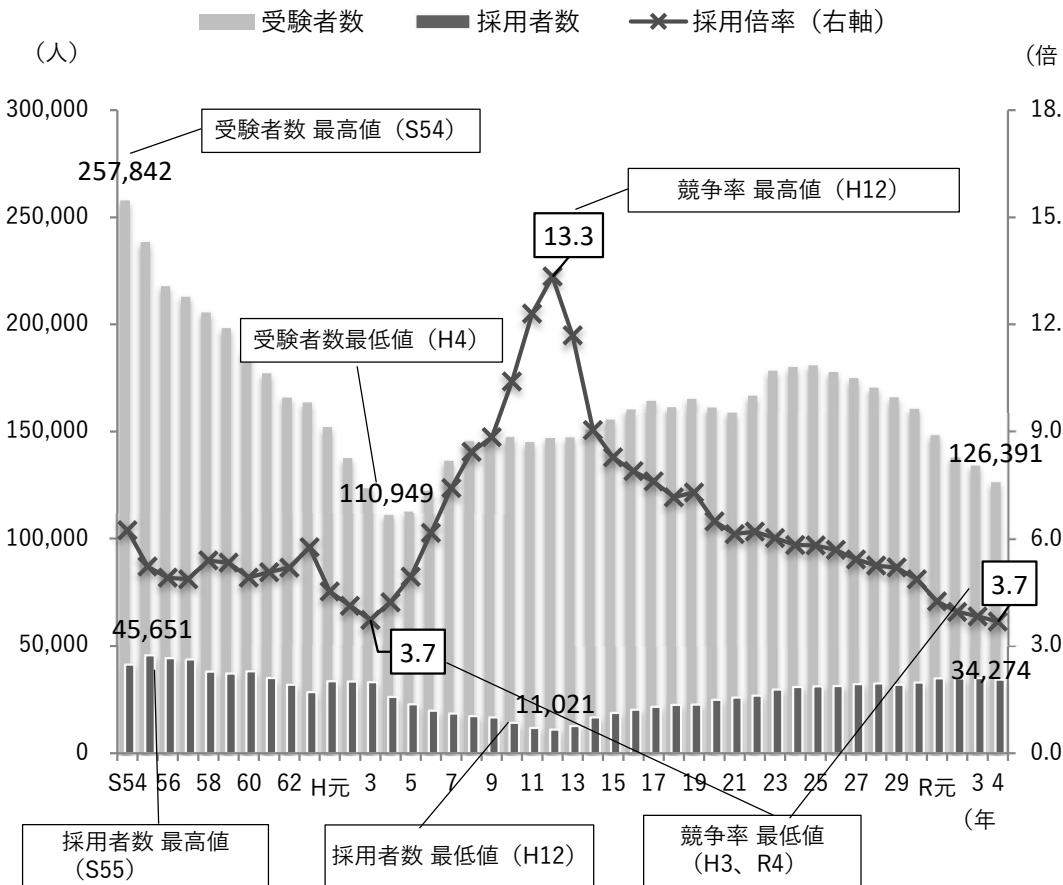


(出典) 学校基本調査、通級による指導実施状況調査結果、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

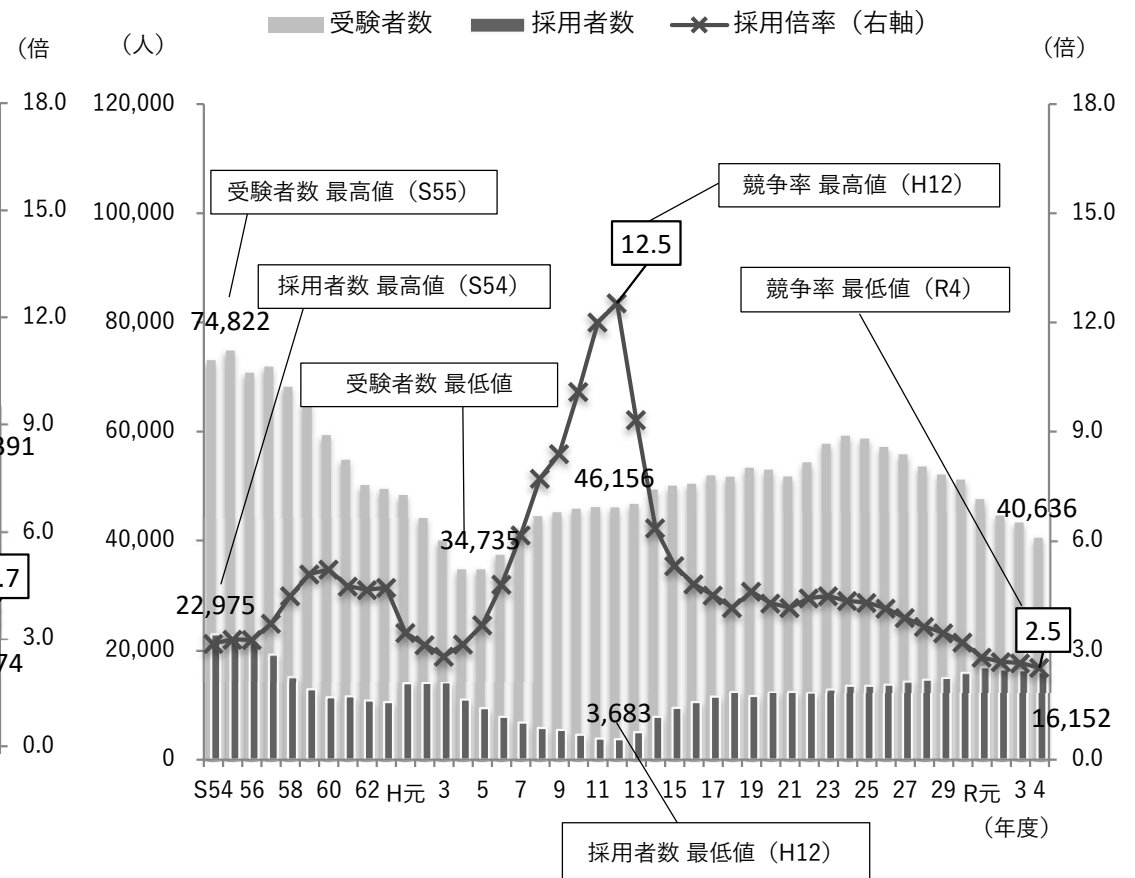
公立学校教員採用選考試験の実施状況－総計・小学校

- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における全体の競争率(採用倍率)は、3.7倍(平成3年度と同率で過去最低)で、前年度の3.8倍から減少。
(注:「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計)
- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.5倍で、前年度の2.6倍から減少(過去最低)
 - ・採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が、令和4年度においては16,152人と4倍以上増えた結果として、採用倍率が2.5倍まで低下している。
 - ・受験者数は40,636人で、令和3年度に比較して2,812人減少(うち 新卒256人増加、既卒3,068人減少)。

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

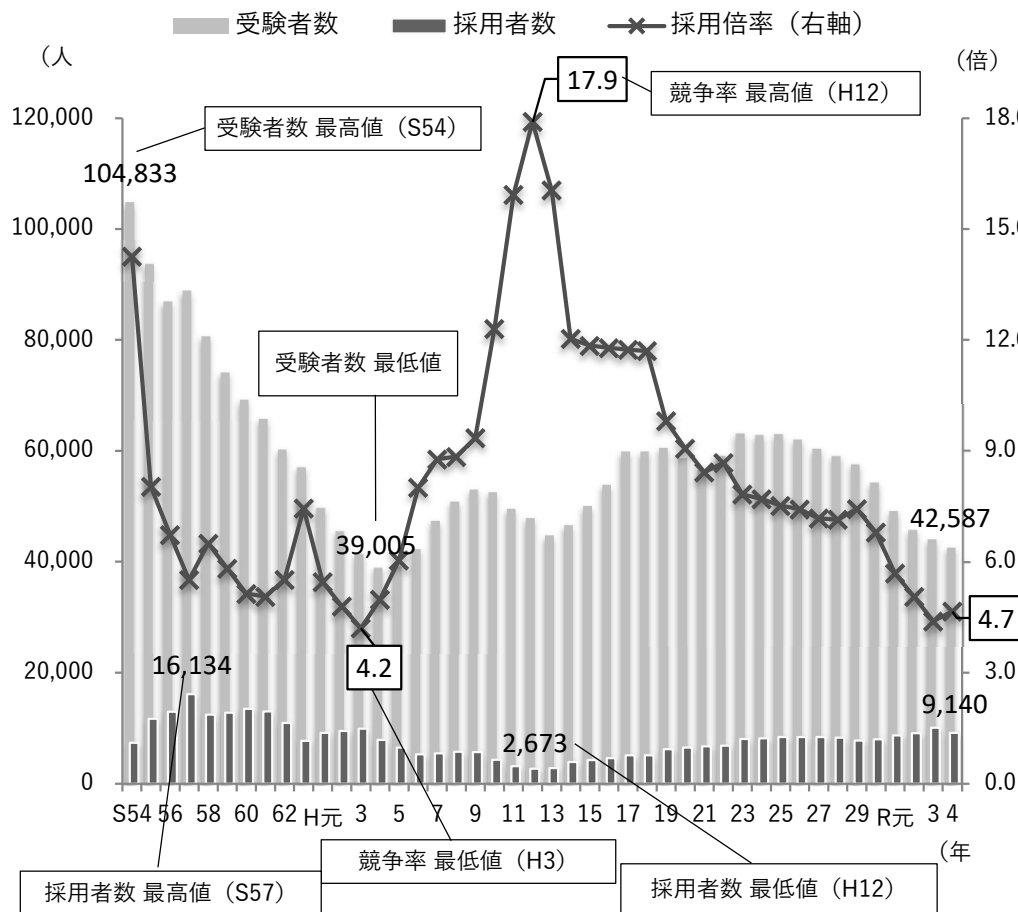


(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

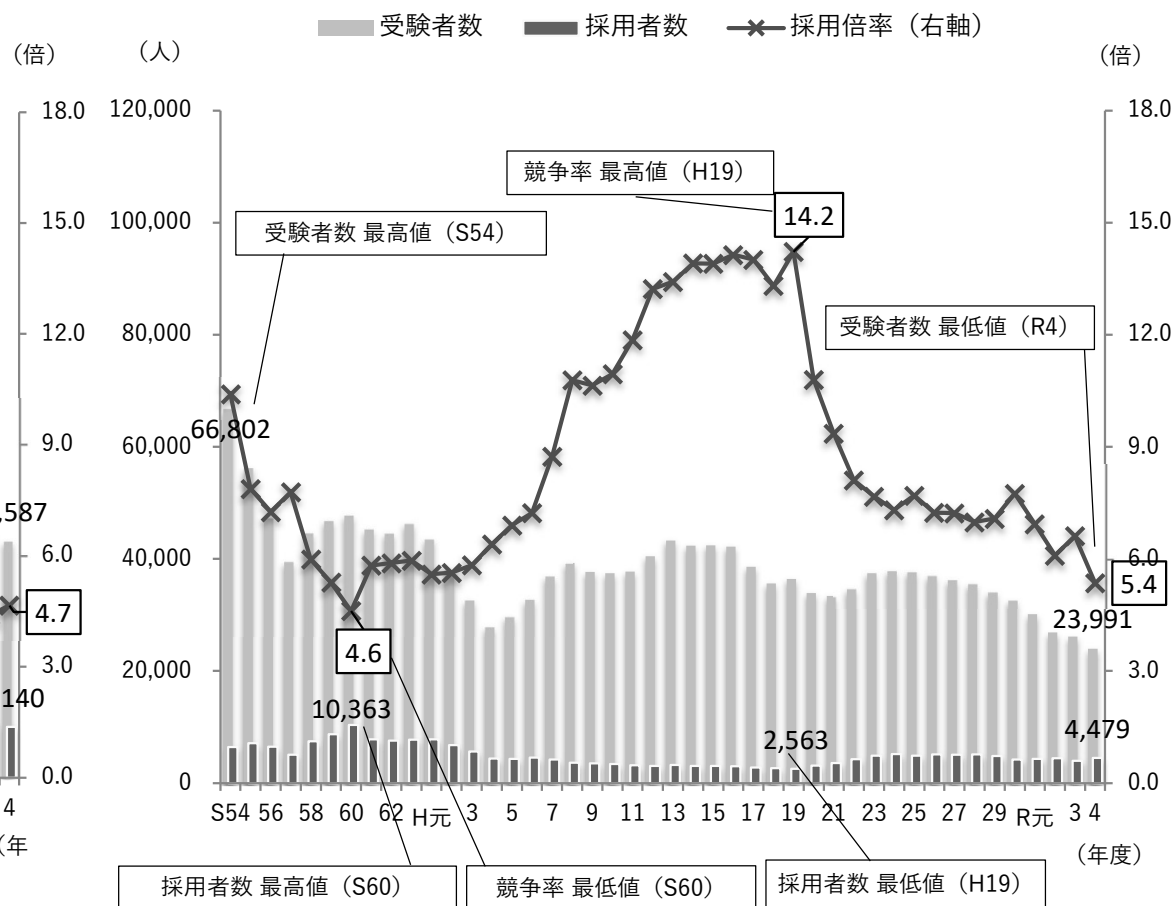
公立学校教員採用選考試験の実施状況—中学校・高等学校

- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、4.7倍で、前年度の4.4倍から増加
 - ・採用者数は、9,140人で、前年度に比較して909人減少
 - ・受験者数は、42,587人で、前年度に比較して1,518人減少(うち 新卒1,196人増加、既卒2,714人減少)
- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における高等学校の競争率(採用倍率)は、5.4倍で、前年度の6.6倍から減少
 - ・採用者数は、4,479人で、前年度に比較して523人増加
 - ・受験者数は、23,991人で、前年度に比較して2,172人減少(うち 新卒324人減少、既卒1,848人減少)

中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

教師不足の現状と構造的要因

教師不足の状況

令和3年度始業日時点2, 558人（5月1日時点2, 065人） ※小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

令和4年度当初の状況：3年度に比べ「改善」6、「同程度」22、「悪化」40 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

令和5年度当初の状況：4年度に比べ「改善」11、「同程度」28、「悪化」29 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

構造的要因

- 近年の大量退職に伴う大量採用により20-30代の教員が増加し、産休・育休取得教員が急増。特別な支援を要する児童生徒の増加により、予め学級数の見込みを立てにくい特別支援学級が増加。

※ 公立小中の産育休取得者 H24：15,067人 ⇒ R4：23,540人

※ 特別支援学級の数 H24：47,643学級 ⇒ R4：76,720学級（※小・中・義務教育学校）

※ 公立小中の臨時講師の数 H24：58,681人 ⇒ R4：68,159人（産休・育休代替教員、配偶者同行休業代替教員を含む。）

⇒ 臨時的任用教員（臨時講師）の需要が増加

- 臨時的任用教員は従来、教員採用選考に不合格となった者を多く任用していたが、採用枠の拡大等に伴い、既卒受験者の正規教員としての採用が進み、臨時的任用教員のなり手が不足。

- 新規学卒での教員採用選考受験者は小学校で横ばい、中高で減少。

※ 新規学卒の受験者（小中高） H25：48,110人⇒R4：39,651

⇒ 臨時講師の供給不足

安定的な教師志望者の確保に向けて

○昭和20年代の「教師不足」

教師の配置需要が拡大する一方、教員養成学部等への進学者も過少（定員割れ）であったことから、**正規の免許状を持つ教師が不足**し採用できず、**代用教員（臨時免許状・助教諭）**が多く存在していた状況

ex) 新制大学教育学部では、入学志望者数が定員の60%、入学者数は定員の53%に留まった（1949年）。

➡ 大学の教員養成学部等への進学を促進し、十分な数の正規の免許状を取得した教師を確保するため、教育職に従事した場合の奨学金の返還免除を制度化

○現在の「教師不足」

- ◆ 大量退職・大量採用等を背景とした、産育休取得教員の増加や、想定を上回る特別支援学級の増加に対応するための**臨時講師の需要が拡大**する一方、正規採用数の増加等による**臨時講師の供給が減少**
- ◆ 新規学卒者の受験者は横ばい（小）・減少（中高）・・・若年層が教職に魅力を感じなくなっている可能性

緊急・臨時的な教師需要にも対応できる「なり手の厚み」の確保が必要

➡ 学校における**働き方改革**や**処遇改善**、学校の**指導・運営体制の充実**等の環境整備を進めることに加え、

- ①まずは、**現在教職に就いていない免許保有者を発掘**し、研修等を経て**教師としての入職**に繋げる
- ②さらに、教員免許状の取得や**教員採用選考試験受験への誘因を創り出す**
- ③より高度な専門性・実践性を備えた人材を養成することで、**教師の質の向上を図り、教師が真に尊敬される職業となり、高度専門職としての地位を確かなものにする**

背景・課題

- 各学校の実際の教員配置数が、各自治体が設定している学校に配置する予定の教員数（配当数）を満たしていない「教師不足」については、令和3年度始業日時時点で2,558人（5月1日時点：2,065人）など大変憂慮すべき状況。
⇒現下の教師不足の解消のためには、採用選考受験者や管理職等の伝手に止まらない、新たな領域へ踏み出して教師のなり手を開拓することが必要
- また、昨年12月に出された中央教育審議会答申でも、学校教育が抱える様々な課題に対応し、質の高い教育を実現するためには、教職員集団の多様性を高めることの重要性に指摘有り。
⇒民間企業や大学等の団体から学校現場への入職ルートを創出し、学校現場の多様性を確保。

【教師不足の状況】

- ・令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
（「教師不足」に関する実態調査（令和3年度）、文部科学省調べ）

【民間企業等出身者の割合】

- ・令和4年度教員採用選考試験における民間企業等勤務経験を有する者の採用者に占める割合3.6%。
（令和4年度 教員採用選考試験の実施状況調査）

事業内容

- 教師のなり手発掘のため、大学、PTA、民間企業等と連携・協働し、教師の仕事の価値ややりがいについて、地域社会全体に魅力を発信する取組及び、教員免許保有者を始めとした新たな外部人材の学校現場への入職支援の実施にあたり必要となる事業実施費用、システム構築費等を支援。
- 本事業を受ける教育委員会、外郭団体は、当地の教員養成を担う大学、PTA、民間企業等とともに、教職志望者を発掘、リスクリングのための研修等を担う。また、学校現場への入職を希望する者に対し、例えば、以下のパターンでの入職を促す。

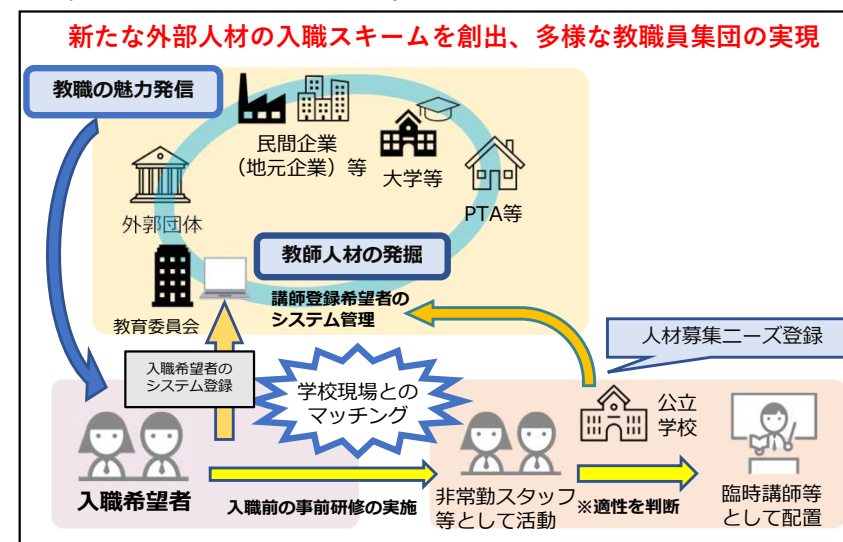
パターン(1)：教員免許保有者の場合、入職のための事前研修を実施し、学校とマッチングし入職。

パターン(2)：教員免許保有者で教職の経験がない場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、その後、適性を判断したうえで、臨時講師等として入職。

パターン(3)：免許を保有していない者の場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、適性を判断した上で、臨時免許状や特別免許状を活用し入職。

- 本事業を受ける教育委員会・外郭団体は以下の活動・業務を実施
 - 民間企業や大学、PTA等と連携・協働し、教職の魅力について広報・啓発
 - 広報活動等を通じ、元教師や企業等の退職者をはじめ、広く臨時講師等のなり手を募集（アスリートやアーティスト等の多様な専門性を持つ人材を含む）
 - 民間企業等から期限付きでの学校現場派遣の可能性の把握・働きかけ
 - 学校現場への入職にあたり基礎的知識を身に付けるための研修コーディネート
 - 臨時講師・非常勤スタッフ等募集の学校側ニーズを集約および学校現場とのマッチング
- 件数・単価等
 - ・マッチングシステム構築補助 【事業規模】2,000万円 【件数】24箇所 【補助率】1/3
 - ・広報発信・研修実施等事業費補助 【事業規模】1,710万円 【件数】47箇所 【補助率】1/3
 - ・合同成果報告等実施経費補助 【事業規模】850万円 【件数】3箇所 【補助率】定額
- 対象：教師の任命権を持つ都道府県・指定都市教育委員会、人事協議会および公益財団法人などの外郭団体

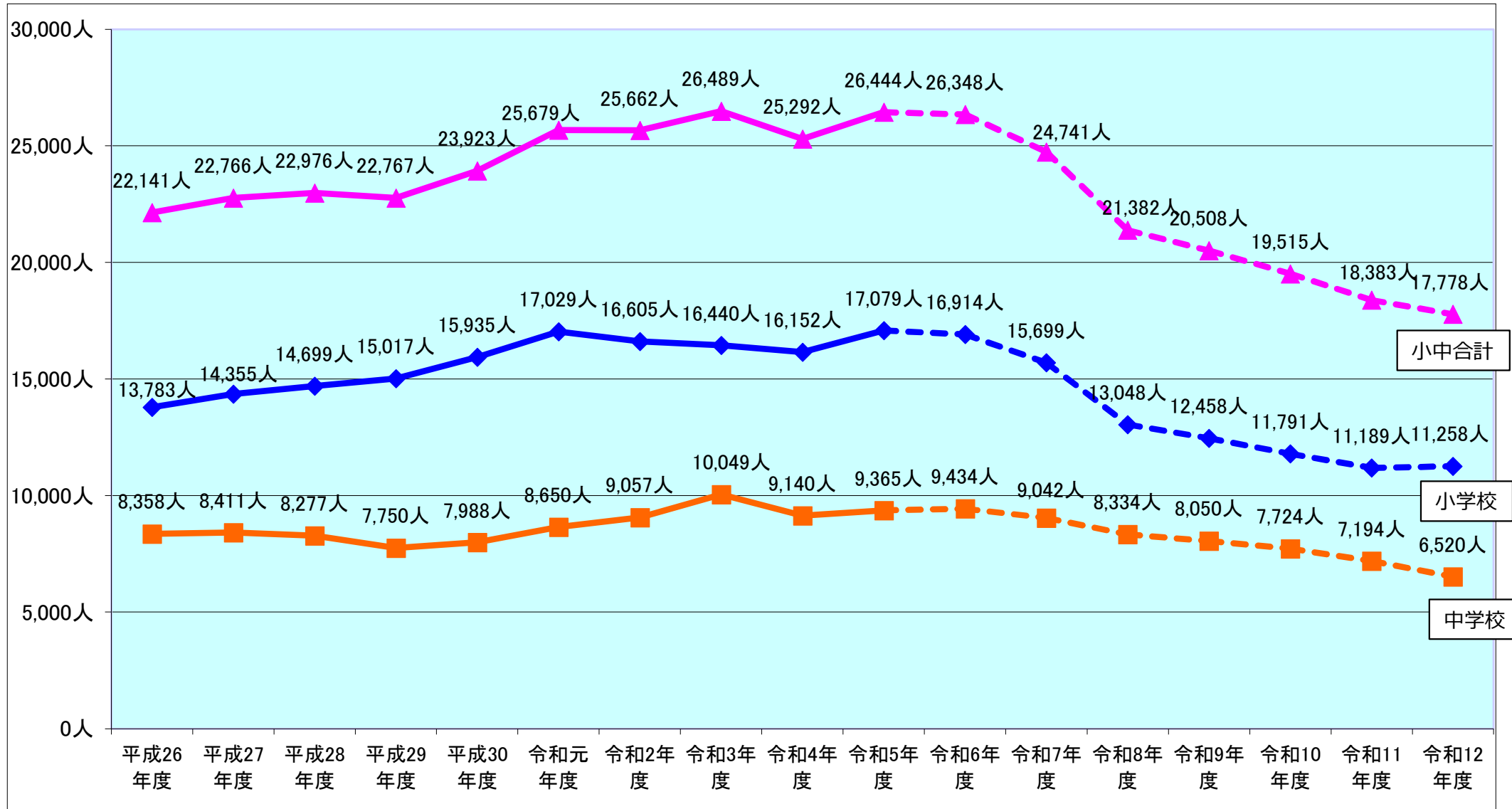
事業スキームのイメージ（一例）



（担当：総合教育政策局 教育人材政策課）

小・中学校の採用者数の推移と見通し(平成26年度～令和12年度)

※令和5年度までは実績、令和6年度以降は見通し

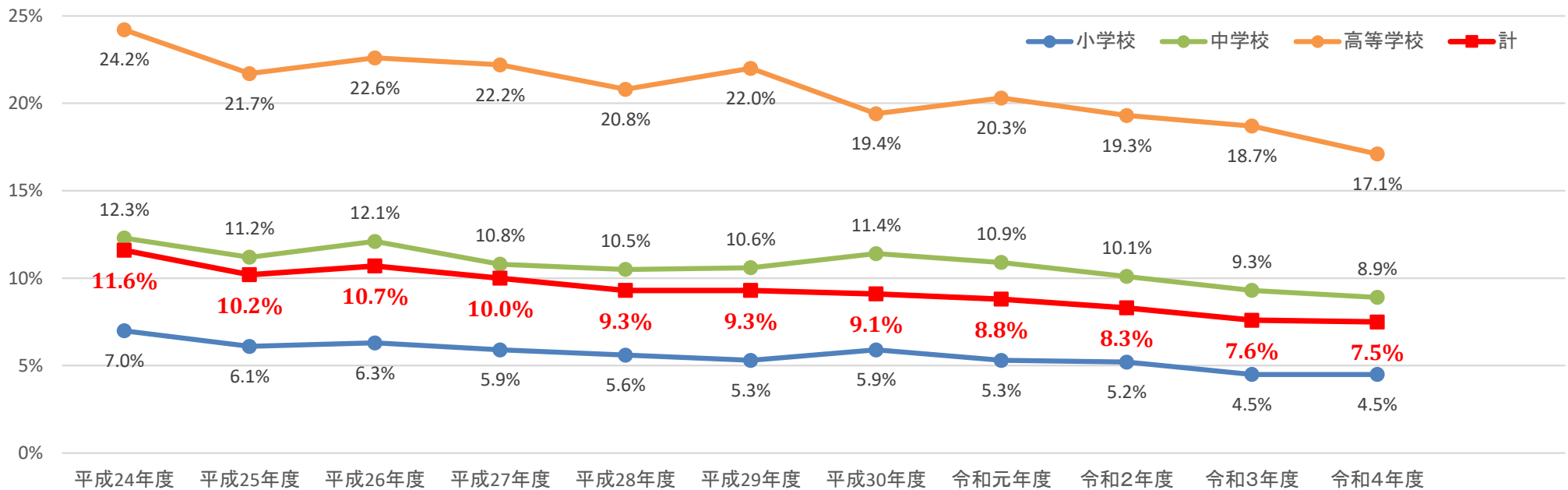


(出典) 令和4年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)
 令和5年度以降は、都道府県の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)
 ※養護教諭等を除く。

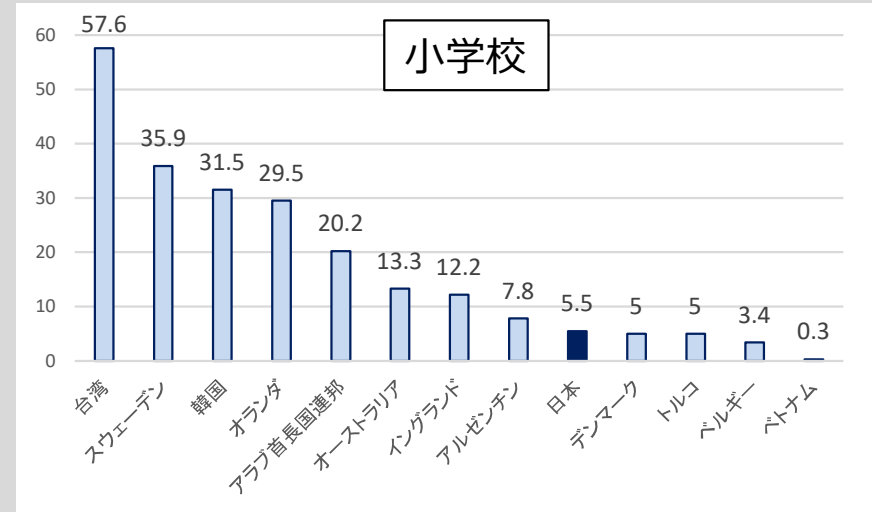
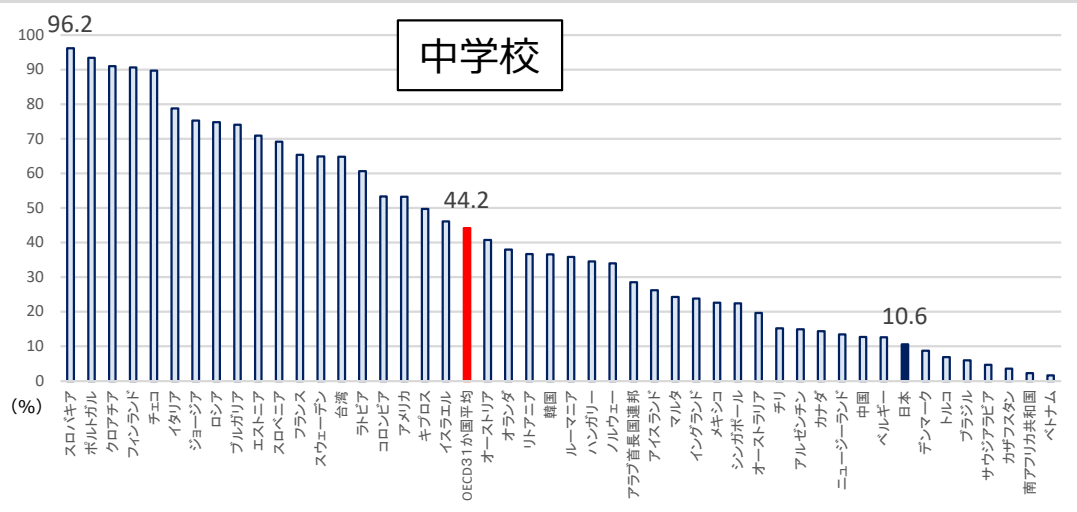
(令和5年度 文部科学省調べ)

公立学校教員採用試験における大学院卒採用者の状況

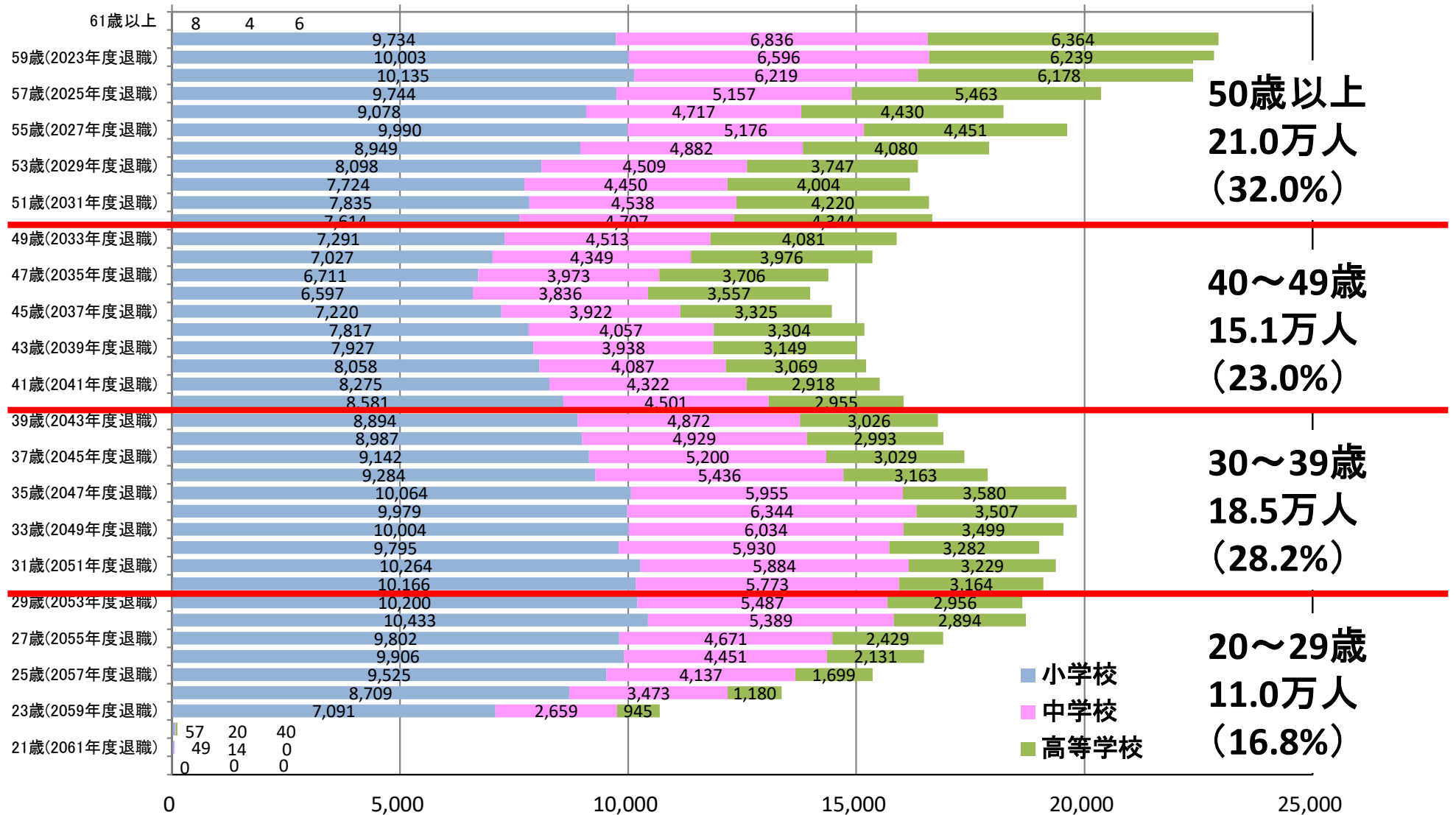
○ 大学院卒として入職してくる教師の比率がいずれの学校種でも低下



【参考】教師の最終学歴の国際比較（修士レベル）



公立学校年齢別教員数（令和4年度）



	合計	平均年齢		合計	平均年齢
【小学校】	336,767人	41.1歳	【高校】	134,312人	44.7歳
【中学校】	185,947人	41.9歳	【合計】	657,026人	42.1歳

（出典）文部科学省調べ

（注1）令和4年5月1日現在で在職する正規教員の数（校長，副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，講師（非常勤講師を除く。））

（注2）年齢は、令和4年度末時点